

2024 年度

事業計画書

〔 2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで 〕

2024 年 3 月

一般社団法人日本損害保険協会

2024年度事業計画

I. 事業

1. 損害保険の普及啓発及び理解促進に資する事業	1
2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情及び紛争の解決に資する事業	1
3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業	1
4. 損害保険業の基盤整備に資する事業	1
5. 事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業	2
6. 損害保険業に関する研修、試験及び認定等の事業	3
7. その他本協会の目的達成上必要と認めた事業	3
II. 組織	3
別紙1 組織	4
別紙2 委員会機構	5
別紙3 事務局機構	6

お客さま本位の業務運営および法令等遵守を損害保険業界全体に徹底し、これらの価値観が意識され続けるよう実効性のある取組みを継続することで、お客さまおよび社会に安心・安全をお届けするため、第10次中期基本計画（2024年度～2026年度）に定めた対応方針に従い、2024年度の事業計画および予算を次のとおり定め、本部・支部で実施する。

2024年度事業計画

I. 事業

1. 損害保険の普及啓発及び理解促進に資する事業（定款第4条（1））

- (1) 普及啓発・理解促進
 - ・損害保険啓発・教育
- (2) 広報・情報提供・対話・交流
 - ・自然災害補償保険の普及促進
 - ・自賠責保険広報活動
 - ・情報提供ツールの整備
 - ・マス媒体による情報提供
 - ・報道機関等への対応
 - ・行政機関等への情報提供および情報収集

2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情及び紛争の解決に資する事業（定款第4条（2））

- ・損害保険相談・紛争解決サポートセンター（そんぽADRセンター）の運営

3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業（定款第4条（3））

- (1) 業界ベースの業務品質の向上
 - ・業務品質向上に向けたお客さまの声の活用
 - ・業界ガイドラインの整備・推進
 - ・業界コンプライアンス（コンプライアンス・プログラム）の推進
 - ・認定個人情報保護団体業務
- (2) 研修
 - ・人権啓発活動

4. 損害保険業の基盤整備に資する事業（定款第4条（4））

- (1) 業界共通基盤

- ・損害調査業務基盤の整備
- ・情報交換制度の運営
- ・共同システムの開発・改定・運営
- ・相談関連機関との連携
- ・会社間決済に係る受託業務
- ・災害時の事業継続態勢の整備
- ・共通化・標準化・共同化の推進

(2) 要望・提言

- ・各種法制課題・制度課題への対応
- ・税制改正要望
- ・規制改革要望
- ・国際要望・提言
- ・国際会計基準への対応
- ・国際海上保険連合（IUMI）への対応

(3) 地震保険

- ・地震保険制度への対応
- ・地震保険損害処理体制の整備に向けた対応

(4) 自賠責保険

- ・自賠責保険制度への対応
- ・自賠責運用益拠出事業の運営
- ・自賠責保険の損害調査に関する体制整備

(5) 調査・研究・統計

- ・新技術の発展に伴う新たなリスクに関する研究・整理
- ・公益財団法人損害保険事業総合研究所への研究委託
- ・中小企業向け保険の普及促進
- ・保険数理の技術向上に向けた取組み
- ・統計データの整備

(6) グローバル化対応

- ・アジア地域への支援・働きかけ

5. 事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業（定款第4条（6））

(1) 保険金支払いの適正化

- ・不正請求対策

(2) 交通安全対策及び防災・防犯対策

- ・交通事故防止啓発
- ・防災啓発・リスク教育

- ・交通安全・防災関係団体協力
- (3) 反社会的勢力対策
 - ・反社会的勢力排除に向けた対応
 - ・反社データベースの運営

6. 損害保険業に関する研修、試験及び認定等の事業（定款第4条（7））

- (1) 代理店・募集人の試験・教育
 - ・募集人資格制度・代理店登録事務の運営
- (2) 損害調査に係る試験・研修
 - ・アジャスター試験・制度の運営
 - ・損害保険登録鑑定人試験の運営
- (3) 医療に係る研修・研究助成
 - ・医研センター研修
 - ・医療研究助成

7. その他本協会の目的達成上必要と認めた事業（定款第4条（9））

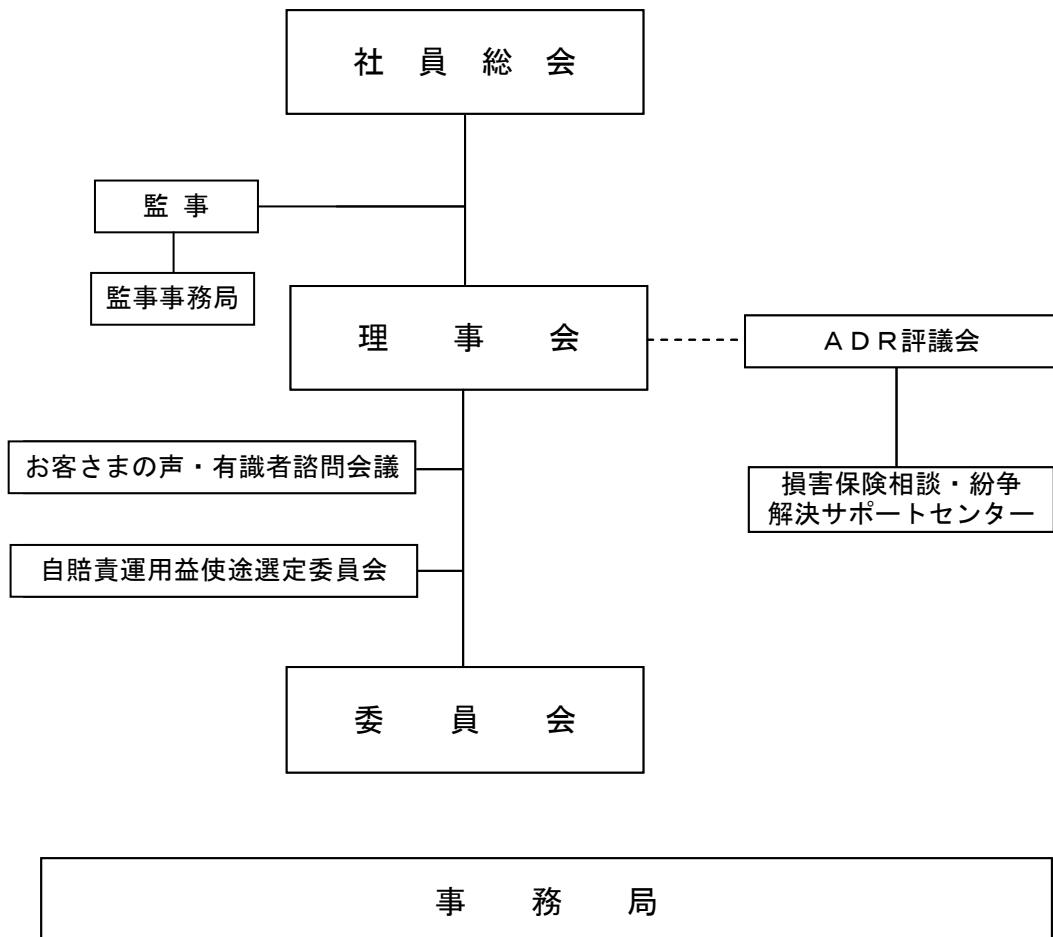
- (1) 社会貢献・寄付・寄贈
 - ・サステナビリティの推進
 - ・持続可能な社会の実現に向けた貢献活動
 - ・社会貢献関連寄付
 - ・公益財団法人損害保険事業総合研究所への寄付
 - ・軽消防自動車等の寄贈
- (2) その他
 - ・大阪グリーンビルが所在する土地の管理

II. 組織

- ・損保協会の組織、委員会および事務局の機構は、別紙1から別紙3のとおりとする。

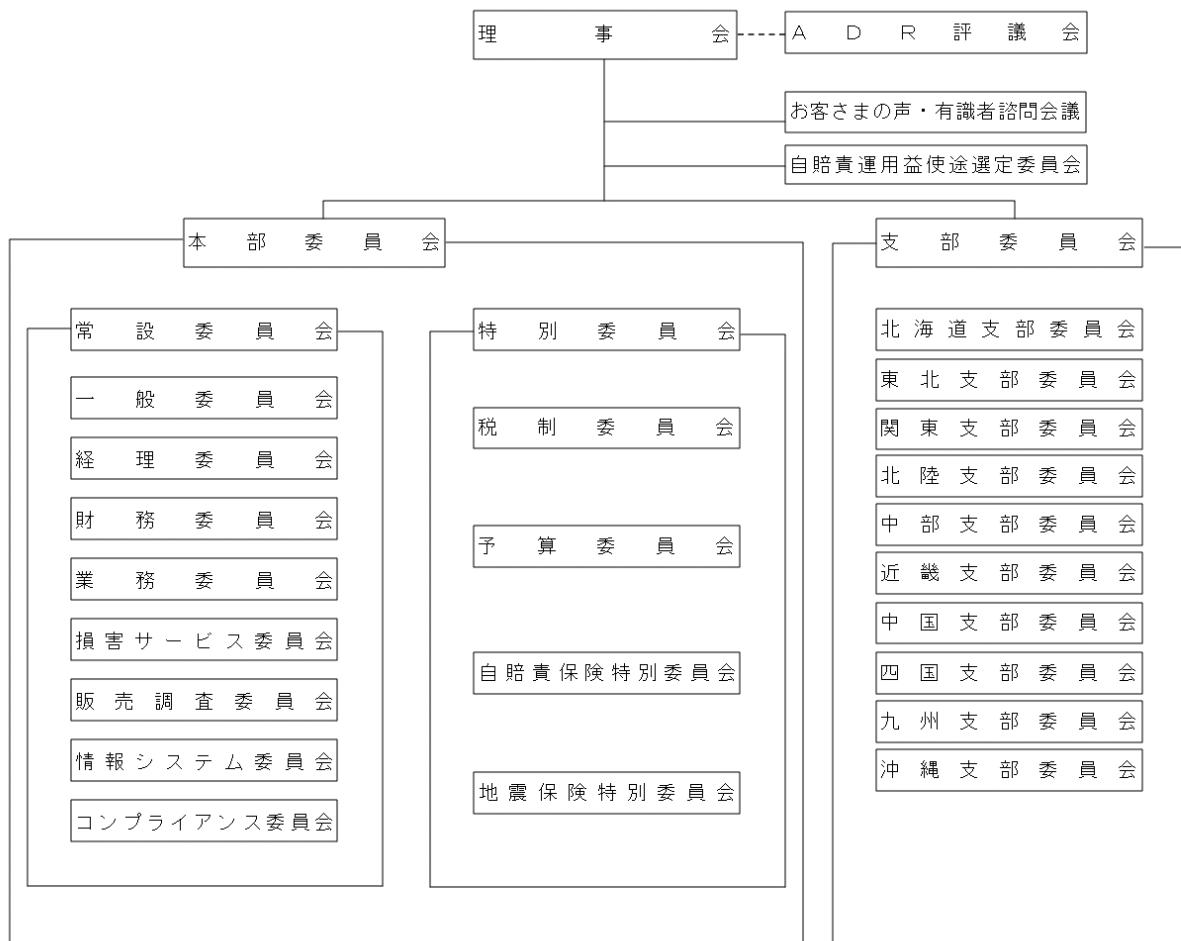
組織

2024年4月1日現在



委員会機構

2024年4月1日現在



事務局機構

2024年4月1日現在

